

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは「住友事業精神」と「住友電設グループ企業理念」に基づき、経営の効率化・迅速化を図るとともに、株主を含めたすべてのステークホルダーの利益にかなうことが重要であるとの認識のもと、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、以下の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組むこととします。

- 1) 株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行う。
- 2) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- 3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- 4) 取締役会の経営に関する基本方針等の決定機能及び監督機能を重視し、それらの機能の実効性が確保される体制の整備及び取締役会の運営に注力する。業務執行については、権限及び責任を明確化し、事業環境の変化に応じた機動的な業務執行体制を確立することを目的として、執行役員制並びに事業本部制を導入している。また、経営健全性確保の観点から、監査役監査の強化を図ることとし、独立社外監査役と常勤の監査役が内部監査部門や会計監査人と連携して適法かつ適正な経営が行われるよう監視する体制としている。
- 5) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で、株主との建設的な対話を行う。

住友事業精神及び住友電設グループ企業理念については、当社ホームページ(<https://www.sem.co.jp/company/philosophy/>)をご参照ください。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則をすべて実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

コーポレートガバナンス・ガイドラインについては、当社ホームページ(<https://www.sem.co.jp/company/corporategovernance/>)をご参照ください。

<原則1 - 4:政策保有株式の保有方針、議決権行使基準>

当社は、政策保有株式を、取引先等との長期的・安定的な関係の構築・強化を主たる目的として、中長期的な企業価値向上に資するかという観点より保有しております。毎年、取締役会で個別銘柄毎に保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかという観点も含め、経済合理性並びに将来の見通し等を総合的に勘案し保有の適否について検討を行っております。その結果、保有目的に適さなくなった、あるいは中長期的な企業価値に資することのなくなった株式は、適時・適切に縮減を進めることとしております。2019年度の検証結果に基づき一部の株式を売却する方針としました。

政策保有株式に係る議決権の行使については、上記の方針を踏まえ、当社及び政策保有先の企業価値向上につながる行使とすることを前提に、経営状況等を勘案し議案毎に賛否を判断することを基本方針とします。具体的には、株主価値が大きく毀損される可能性がある、あるいは業績不振が継続しているなどの場合に、所管部門が経理部門・総務部門と協議の上、所定の合議手続きを経て賛否を判断します。

<原則1 - 7:関連当事者間の取引に関する手続の策定とその枠組み>

当社「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「5.取締役会等の責務 (6)関連当事者との取引」をご参照ください。

<原則2 - 6:企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮>

当社は、住友電設企業年金基金(以下「基金」という)がアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、その事務局に資産運用を適切に行う資質を持った人材を配置するとともに、運用幹事会社から法令や運用に関する情報提供や助言を得る環境を整備することにより、事務局の専門性向上への継続的な取り組みを支援しております。

基金においては、諮問機関として資産運用委員会を設置しており、同委員会は、当社の配置した人事担当及び財務担当役員や経理財務部門の専門担当のほか、受益者代表としての労働組合幹部により構成されております。

基金における意思決定や運用機関に対するモニタリング等は、資産運用委員会の助言を踏まえて行われており、当社は、同委員会での審議等を通じて、基金の運営が適切になされていることを確認しております。

<原則3 - 1:情報開示の充実 (i)経営理念、経営戦略、経営計画>

当社グループの企業理念及び中期経営計画については、当社ホームページをご参照ください。

・企業理念の内容：<https://www.sem.co.jp/company/philosophy/>

・中期経営計画の説明：<https://www.sem.co.jp/ir/managementplan/>

<原則3 - 1:情報開示の充実 (ii)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針>

当社「コーポレートガバナンス・ガイドライン」をご参照ください。

<原則3 - 1:情報開示の充実 (iii)経営陣幹部・取締役の報酬決定方針・手続>

当社「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「5.取締役会等の責務 (9)取締役報酬の決定方針等」をご参照ください。

<原則3 - 1:情報開示の充実 (iv)取締役・監査役候補の指名の方針と手続>

当社「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「5.取締役会等の責務 (8)取締役・監査役候補の指名方針等」をご参照ください。

<原則3 - 1:情報開示の充実 (v)取締役・監査役候補の個々の選任・指名の説明>
取締役候補者及び監査役候補者の選任理由については、株主総会招集通知に記載しております。
また、取締役及び監査役を解任する場合は、その理由を株主総会招集通知に記載しております。

<補充原則4 - 1 - 1:取締役会の経営陣に対する委任の範囲>
当社「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「5.取締役会等の責務 (2)代表取締役等に対する委任の範囲」をご参照ください。

<原則4 - 9:独立社外取締役の独立性判断基準>
当社「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「5.取締役会等の責務 (10)独立社外取締役・監査役の独立性判断基準」をご参照ください。

<補充原則4 - 11 - 1:取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び・規模の考え方(取締役選任方針・手続と併せ開示)>
当社「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「5.取締役会等の責務 (4)取締役会の構成」をご参照ください。

<補充原則4 - 11 - 2:取締役・監査役の兼任状況>
「株主総会招集通知(事業報告)」(当社ホームページ <https://www.sem.co.jp/ir/holder/> に掲載)をご参照ください。

<補充原則4 - 11 - 3:取締役会の実効性の分析・評価の実施及びその概要>
当社コーポレートガバナンス・ガイドラインに基づき、2019年度における取締役会の実効性評価を実施しました。評価結果は当社ホームページをご参照ください。

・当社取締役会の実効性評価の結果：<https://www.sem.co.jp/company/corporategovernance/>

<補充原則4 - 14 - 2:取締役・監査役に対するトレーニングの方針>
当社「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「5.取締役会等の責務 (14)取締役・監査役のトレーニング」をご参照ください。

<原則5 - 1:株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針>
当社「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「6.株主との対話」をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友電気工業株式会社	17,828,151	50.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,419,500	3.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,046,900	2.94
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 381572	958,900	2.70
住友電設共栄会	645,281	1.81
北港運輸株式会社	624,000	1.75
JP MORGAN CHASE BANK 385632	541,100	1.52
住友電設従業員持株会	514,459	1.45
GOVERNMENT OF NORWAY	425,732	1.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	359,100	1.01

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	住友電気工業株式会社(上場:東京、名古屋、福岡)(コード)5802

補足説明

当社の親会社は住友電気工業株式会社であり、同社は間接保有分を含め、当社の議決権の50.33%を保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社との取引条件については、他の取引先と同様に市場価格、当社の採算を勘案した見積価格を提示し、その都度交渉の上決定しており、親会社との取引が、当社ひいては少数株主の権利を害することはないと考えております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社の企業グループ(住友電工グループ)の中で、環境エネルギー関連事業に属し、同社からは各種設備工事を受注しております。住友電工グループの一員として、包括的に経営管理面での指導を受けておりますが、事業活動を行う上での承認事項等に関する親会社からの制限はなく、親会社及びその企業グループへの価格交渉力を有するなど、親会社からの一定の独立性を確保しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
三野 哲治	他の会社の出身者													
高橋 英行	その他													
清水 涼子	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

三野 哲治	社外取締役の三野哲治氏は、過去に当社の親会社である住友電気工業株式会社の業務執行者として2003年3月まで勤務しておりました。2003年3月から親会社の関連会社（特定関係事業者）である住友ゴム工業株式会社の業務執行者として勤務しておりました。2016年3月からは同社相談役の職にあります。また、当社と同社との間には、電気工事の請負等に関する取引が存在しております。	社外取締役の三野哲治氏は、住友電気工業株式会社及び住友ゴム工業株式会社の経営に長年携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立的な立場から当社の経営の監督を行っていただけるものと判断しております。なお、同氏は過去に当社の親会社である住友電気工業株式会社の業務執行者として2003年3月まで勤務しておりましたが、出身会社を退社されてから相当な期間が経過しているため、出身会社の意向に影響される立場にないと考えております。また2003年3月から親会社の関連会社である住友ゴム工業株式会社の業務執行者として勤務し、2016年3月からは同社相談役の職にあります。当社と住友ゴム工業株式会社との間には、電気工事の請負等に関する取引が存在しますが、取引の規模、性質に照らして、同社の当社に対する影響度は当社の意思決定に著しい影響を及ぼすものではありません。よって、証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、当社の一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立性が十分確保されていると判断しております。
高橋 英行	社外取締役の高橋英行氏は、過去に当社の取引先である日本銀行の業務執行者として勤務しておりましたが、2010年11月に退職いたしました。また、当社と同行の間には、電気工事の請負等に関する取引が存在しております。	社外取締役の高橋英行氏は、日本銀行及び一般社団法人大阪銀行協会の経験を通じて金融経済に精通しているとともに、地域経済や企業経営に関する知見も有しており、これらの高度な専門性と幅広い見識を活かして、独立的な立場で経営の監督を行い、当社の内部統制強化及び持続的な企業価値向上を図っていただけるものと判断しております。なお、同氏は過去に当社の取引先である日本銀行の業務執行者として勤務しておりましたが、2010年11月に退職いたしました。当社と同行の間には、電気工事の請負等に関する取引が存在しますが、取引の規模、性質に照らして、同行の当社に対する影響度は当社の意思決定に著しい影響を及ぼすものではありません。よって、証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、当社の一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立性が十分確保されていると判断しております。
清水 涼子		社外取締役の清水涼子氏は、監査法人における豊富な監査経験を有し、また、公認会計士や大学院会計研究科・商学部教授として企業会計に関する高度な知見も有しており、これらの高度な専門性と幅広い見識を活かして、独立的な立場で経営の監督を行い、当社の内部統制強化及び持続的な企業価値向上を図っていただけるものと判断しております。よって、証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、当社の一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立性が十分確保されていると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役等の指名・報酬に関する取締役会の意思決定の客観性を担保し、説明責任を強化するため、過半数を社外取締役又は社外監査役で構成する「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」を設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	7名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会主催で監査役会・監査法人・監査部による三様監査会議を開催し、それぞれの監査計画及び監査結果に関する情報共有に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
間石 成人	弁護士													
垂谷 保明	公認会計士													
服部 力也	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
間石 成人		当社は、社外監査役の間石成人氏が所属している色川法律事務所の他の弁護士と顧問契約を締結しておりますが、同氏本人とは顧問関係はありません。	社外監査役の間石成人氏は、弁護士としての高度な専門的見識と豊富な経験を有しており、独立した立場から、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、コーポレートガバナンスの強化が期待できると判断しております。なお、当社は、同氏が所属している色川法律事務所の他の弁護士と顧問契約を締結しておりますが、同氏本人とは顧問関係はなく、同事務所の当社に対する影響度は当社の意思決定に著しい影響を及ぼすものではありません。よって、証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、当社の一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立性が十分確保されていると判断しております。

垂谷 保明		社外監査役の垂谷保明氏は、公認会計士及び税理士としての経験や、企業会計及び税務に関する豊かな見識を有しており、当社の業務執行の適正性確保に対し独立的な立場から有益な助言をいただけるものと判断しております。よって、証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、当社の一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立性が十分確保されていると判断しております。
服部 力也	社外監査役の服部力也氏は、過去に当社の取引銀行である住友信託銀行株式会社(現 三井住友信託銀行株式会社)の業務執行者として2018年3月まで勤務しておりました。2018年4からは同行エグゼクティブアドバイザーの職にありましたが、2020年3月に退任いたしました。また、当社と同行との間には、資金の借入等に関する取引が存在しております。	社外監査役の服部力也氏は、金融機関の経営で培われた豊富な経験と幅広い知見のもと、独立した立場から、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、コーポレートガバナンスの強化が期待できると判断しております。なお、同氏は、過去に当社の取引銀行である住友信託銀行株式会社(現 三井住友信託銀行株式会社)の業務執行者として2018年3月まで勤務しておりました。2018年4からは同行エグゼクティブアドバイザーの職にありましたが、2020年3月に退任いたしました。また、当社は複数の金融機関と取引をしており、同行からの借入依存度は突出しておらず、同行の当社に対する影響度は当社の意思決定に著しい影響を及ぼすものではありません。よって、証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、当社の一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立性が十分確保されていると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	6名
--------	----

【その他独立役員に関する事項】

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【該当項目に関する補足説明】

当社の業種、経営環境等を勘案し、短期的な業績だけでなく、中長期的視点に立った職務執行に基づく業績等を勘案して報酬を支払うこととしているためです。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

【該当項目に関する補足説明】

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

【該当項目に関する補足説明】

事業報告において、報酬の総額を開示しております。
 第95期(2020年3月期)における取締役及び監査役の報酬等の額
 取締役 12名 357百万円
 監査役 7名 53百万円

(注)

1. 上記支給人員には、2019年6月20日付で退任した取締役4名及び監査役2名を含んでおります。
2. 上記取締役の支給額には、役員賞与の当期引当額140百万円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 取締役報酬は、月報酬、賞与により構成しております。
2. 月報酬については、事業内容、規模等の類似する企業を対象とした、役員報酬に関する第三者の調査を活用することにより、報酬水準の客観性を確保した上で、職位毎の役割や責任度合い並びに会社業績への貢献度に基づいて、職位毎に月報酬テーブルを設定しております。各人に適用するテーブルの金額については、中長期的な観点も踏まえ、役割や責任度合い、担当領域の規模や複雑性、難易度並びに会社業績への貢献度を勘案し、決定しております。
3. 賞与については、総額は、事業内容、規模等の類似する企業を対象とした、役員報酬に関する第三者の調査を活用することにより、報酬水準の客観性を確保した上で、毎期の会社業績、特に利益指標、配当水準等をもとに決定します。各人への配分は、中長期的な観点も踏まえ、職位や責任度合い、主要目標の達成度、毎期の会社業績への貢献度に基づいて決定します。社外取締役については、独立性を確保する観点から賞与は支払いません。
4. 取締役の月報酬及び賞与は、報酬諮問委員会にて客観的視点から審議し取締役会に答申を行い、取締役会はこれを踏まえ、取締役の月報酬及び賞与に関する考え方について審議を行い決定しております。なお、月報酬及び賞与については、株主総会において承認決議した年報酬総額の枠内で決定することとしております。また、取締役会は年報酬総額の上限を見直す場合の株主総会の議案内容を決定します。
5. 当社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めるとともに、株主価値を重視した経営を推進するために、社内取締役には、一定の基準を定めて役員持株会を通じた自社株の保有を奨励し、当該自社株は在任期間中継続して保有することとしております。
6. 監査役の報酬については、株主総会において承認決議した報酬額の枠内で、監査役の協議により決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会事務局は、社外取締役に対し、取締役会の議題の内、重要な項目については、事前説明を実施します。また、取締役社長とも、定期的な意見交換の場を設け、情報提供を行います。
常勤監査役は、社外監査役に対し、取締役会の議題の内、重要な項目については、事前説明を実施します。また、取締役社長とも、定期的な意見交換の場を設け、情報提供を行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)**(業務執行・監査・監督機能)**

経営に関する重要事項については、原則月1回取締役会が意思決定を行っております。代表取締役又は業務執行取締役の職務執行を、社外取締役を含めた他の取締役が監督しております。また監査役は、監査役会が定めた監査計画に従い、取締役会をはじめ経営会議等の重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、並びに会計監査人とも適宜情報交換を行い、監査の実効性を高め監査役の機能強化を図っております。

(取締役及び監査役の選定)

取締役及び監査役の候補者は、取締役会全体として、経理・財務、企業経営、法務などに関する知見を有する人材や各事業分野に精通した人材などをバランスよく配置し、取締役会の機能を果たすために適切な人数を選任することを総合的に考慮のうえ選定します。選定した候補者については、社外取締役を委員長とし過半数を社外役員で構成する指名諮問委員会に諮問し、同委員会にて審議した内容について答申を受け、取締役会の決議により決定します。

なお、監査役候補者については、事前に監査役会の同意を得た上で取締役会に諮っております。

(監査役の機能強化に向けた取組状況)

監査役会は、社外監査役3名を含む合計5名の監査役で構成されており、1ヶ月に1回開催しております。監査役は、会社の内情把握の為、監査役の業務を補助すべき者として、専任者1名、兼任者5名の使用人(監査役付)を配置しており、取締役の職務執行について適法性及び適正性を監査しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、当社の事業内容や現場の実態に熟知した人材を中心に取締役会を構成しており、迅速で効率的な事業運営体制を実施しております。なお、社外取締役3名を選任しており、取締役会の一層の強化に取り組んでおります。社外の人材活用による経営の透明性向上については、監査役5名のうち3名が社外監査役であり、社外監査役による監査が十分に機能していると考えております。また、監査役は取締役会その他重要な会議に出席して意見を述べ、業務の執行状況に関し、計画的かつ厳正な監査を適宜実施しており、経営監視機能の客観性・中立性が確保されていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の3週間前までに招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	2015年11月に制定し、当社ホームページにて公開しております。 https://www.sem.co.jp/ir/disclosurepolicy/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに定期的に決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにて、経営方針、決算情報、財務情報、IRカレンダー等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総合企画部において対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業理念」、「住友電設グループ社員行動基準」において、各ステークホルダーに対する当社のあるべき姿を明示しており、研修等を通じてグループ会社を含め、その共有化に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループの環境への取組みの指針として「環境基本理念」と「環境方針」を制定し、この方針に基づいて事業活動や環境保全活動等に取り組んでおります。こうした活動の成果を取り纏め、CSR報告書を当社ホームページにて公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「住友電設グループ社員行動基準」において、企業会計など経営の透明性の向上に努め、企業情報を法令・規範に基づき適切に開示する旨を定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方

会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり業務の適正性を確保するための体制(内部統制システム)を整備する。

(1) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的方法(以下、「文書等」という)により記録し、保存する。
- 2) 取締役及び監査役は社内規程により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 安全、品質、環境、災害、感染症及び情報管理等に係るリスクについてはそれぞれの担当部門で規程等の制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
- 2) 安全、品質及び環境等事業活動に伴って発生するリスクに関しては、中央安全品質委員会及び安全品質管理部において、その他のリスクに関しては、リスク&コンプライアンス委員会(以下「RC委員会」という。)において、リスクの未然の防止と生じたリスクへの対応に取り組む。
- 3) 取締役、執行役員及び使用人(以下、「役職員」という。)は、社内規程に基づき、工事の損益管理を実施し、利益の確保及び損失の未然防止に努める。
- 4) 組織横断的リスク状況の監査は監査部を中心に行うものとし、その結果を取締役社長に報告する。

(3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役、執行役員及び管理職の職務執行が効率的かつ適正に行われるよう、社内規程において担当部門及び各組織の所管業務を定める。
- 2) 各部門の業績等については、中期計画及びその達成に向けた年度計画を策定し、社長及び各部門担当執行役員で構成する経営会議、取締役会で検討のうえ、承認する体制とする。
- 3) 経理部及び経理担当役員が月次単位で年度計画の達成状況を把握・分析のうえ、取締役会に報告する。
- 4) 取締役会は定期的に進捗状況を監督し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高める。

(4) 役職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 役職員が法令、定款及び企業理念を遵守した行動をとるための社員行動基準を定める。それぞれの担当部門は、コンプライアンスに関する規程等の制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、当該規程に基づいた職務執行の徹底を図る。
- 2) RC委員会は全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、同委員会を中心に役職員教育等を行う。
- 3) 監査部はコンプライアンスの状況を監査する。
- 4) 国内外の競争法の遵守については、当社グループ内における疑わしい行為を含む入札談合行為根絶のため、競争法に関する教育を継続的に実施するとともに、総務部及び各部門は協力・連携を図りコンプライアンスに関する規程等の運用及び遵守状況を定期的に確認し、不備については速やかに改善する。
- 5) コンプライアンス上疑義のある行為等について役職員が直接情報提供を行う手段として社内及び社外に業務相談・通報窓口を設ける。
- 6) 反社会的勢力の排除に向けて反社会的勢力との関係を遮断し、不当要求は一切受け付けず、総務部を対応統括部署として、警察当局、顧問弁護士等と協力・連携を図り、事案に応じて関係部門と協議のうえ対応を行う。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

- 1) 取締役会の方針のもと、各部門・子会社は、金融商品取引法及び金融庁が定める評価・監査の基準並びに実施基準に沿った内部統制システムの整備及び適切な運用を図り、財務報告の適正性の確保に努める。
- 2) 監査部は、各部門・子会社の内部統制システムの整備及び適切な運用状況について監査を行い、不備については各部門・子会社に改善を促す。
- 3) 各部門・子会社は、監査部の監査により改善を促されたときは、速やかに改善するように努める。

(6) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 子会社の事業に関して責任を負う取締役を任命し、各社の経営状況の把握に努めるほか、コンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する権限を与え、本社管理部門はこれらを横断的に推進し、管理する。
- 2) 関係会社管理規程に基づき、当社経営会議、取締役会で報告・附議すべき決定事項・発生事実やリスク管理、コンプライアンス等に関する一定の事項について子会社から報告を受け、又は必要により当社と協議を行う。
- 3) 当社グループ横断的な主要リスクについては、当社の担当部門等と各子会社が自社事業の遂行に伴うリスクを再評価のうえリスク管理を行うほか、子会社における固有のリスクについても、当社が支援を行い、リスクの軽減等を図る。
- 4) 各子会社の事業計画は、当社の中期計画及び年度計画の一環として策定され、業績が定期的に報告される体制とする。当該報告に関して所要の対策等を検討し、速やかに実施されるように支援する。
- 5) コンプライアンスに関して、当社のRC委員会や総務部等が当社グループ内の主要なコンプライアンスリスクごとに展開する発生防止策に従い、各子会社において、自社特有のリスクを含め、対策を講じる体制とする。なお、内部通報のための業務相談・通報窓口は、当社グループ共通の社外窓口を設ける。
- 6) 子会社の監査は、監査部及び経理部が行うものとし、その結果を取締役社長に報告する。
- 7) 親会社のコーポレートスタッフ部門と当社の本社管理部門はコンプライアンス及びリスクに関する意見交換を行い、適時に必要な施策を実施する。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項、監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役職務を補助する使用人として監査役付を任命する。
- 2) 監査役は監査役付に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、この命令を受けた監査役付はこの命令に関して取締役、監査部長等の指揮命令は受けないものとする。
- 3) 監査役付の任免、異動、昇給、人事評価及び懲戒については予め監査役会より、意見を聴取し尊重する。

(8) 当社並びに子会社の役職員及び子会社の役職員から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制

- 1) 当社並びに子会社の役職員及び子会社の役職員から報告を受けた者は、当社監査役に対して、法定の事項に加え、当社、子会社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、社内規程に基づく通報状況及びその内容を適時に報告する。

(9) 監査役へ報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1) 内部通報に関する規程において、通報者に対して通報を行ったことを理由として解雇その他の不利益な取扱いを行わない旨を規定するなど、当社及び子会社は、監査役に前項の報告を行ったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利な取扱いを行わない。

(10) 監査役職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

1) 監査役職務執行について生ずる費用又は債務の処理のため、毎年度、監査役の承認のもと必要な予算を設定し、監査役から前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済の請求があった場合には、速やかに対応する。

2) 監査役がその職務執行に関連して弁護士、公認会計士等の外部専門家に相談する場合の費用は、会社が負担する。

(11) その他の監査役職務執行が実効的に行われることを確保するための体制

1) 監査役会と取締役社長とはそれぞれ定期的に意見交換を行う。

2) 監査役は各部門からヒアリングを行う機会を定期的に確保する。

3) 監査役は経営会議、RC委員会その他重要な会議に出席し必要に応じて意見交換を行うことができる。

2. 内部統制システムの整備状況

当社の経営管理組織は、経営方針等の重要事項に関する意思決定及び業務執行の監督機関として「取締役会」、業務執行機関として「代表取締役」、監査機関として「監査役会」を設置しております。また、グループ全体の経営戦略や中長期の経営方針等を審議する機関として「経営会議」を設置し、取締役会の意思決定を支援するとともに、代表取締役の業務執行の強化や迅速性を高めるため、2004年6月より「執行役員制」を導入しております。

(1) 監査役会

監査役の監視機能強化の一環として、常勤監査役は取締役会だけでなく、重要な経営テーマを審議する経営会議やRC委員会その他の重要な会議に出席し、経営状況の的確な把握や監視に努めております。

一方、社外監査役は、経験、見識に基づいた客観的な視点からの問題把握と意見を述べ、常勤監査役による日常監査と併せて、監査役会の一層の活性化を図り、監査機能の充実に努めております。

また、監査役の業務を補助すべき者として、専任者1名、兼任者5名の使用人(監査役付)を配置しており、監査役付は、監査役の指揮命令に基づき、業務を行っております。

(2) 内部監査体制

取締役会の方針(内部統制システムの基本方針)に基づき、内部統制システムの整備・運用状況について監査を行う内部監査部門として監査部を設置しております。同部は、当社グループ会社を含めた監査を実施し、監査役及び会計監査人とも適宜連携を取って監査を実施しております。

(3) リスク管理体制及びコンプライアンス体制

リスクの全社一元管理を進め、個別リスク管理によるバラツキを是正し、全社の対策レベルの向上を図ることを目的にRC委員会を設置しております。会社の事業継続に大きな影響を与えるリスクに対しては、個別の委員会、主管部門と連携し、未然防止から発生対応までの対策を講じていくとともに、会社全体のリスク管理方針の決定と指示、推進を行っております。また、コンプライアンスの推進も同委員会で行っております。

当社グループは法令遵守に加え、人権の尊重、公正な取引、知的財産等に係る基本方針を盛り込んだ「住友電設グループ社員行動基準」を制定し、適切な事業活動を行っております。また、内部通報制度を構築し、適時に代表取締役、監査役への報告を行う体制を整備しております。

(4) 情報管理体制

株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、経営会議議事録等は適切に保管しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、反社会的勢力の排除に向けて反社会的勢力との関係を遮断し、不当要求は一切受け付けず、警察当局、顧問弁護士等と協力・連携を図り、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨みます。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループの倫理規範である「住友電設グループ社員行動基準」に反社会的勢力に対する行動基準を示し、社内各部門のコンプライアンス職場研修を通じて、その内容を全員に周知徹底しております。

当社は、大阪府企業防衛連合協議会及び社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に所属し、指導を受けるとともに情報の共有化を図っております。また、総務部を対応統括部署として、警察当局、顧問弁護士等との連携を図りながら、事案に応じて関係部門と協議の上対応を行います。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりであります。

1. 会社情報の適時開示に係る基本姿勢

当社は、「住友電設グループ社員行動基準」を定め、経営に関する法令遵守と倫理的行動により、公正かつ適切な事業活動を行い、証券取引所の定める適時開示規則等を遵守し、株主及び投資者の投資判断に影響を及ぼす重要な会社情報を適時に情報開示できるよう努めております。

2. 適時開示に係る社内体制

事業部門及び子会社からの重要な情報は、担当役員及び本社部門に集約され、総合企画部を主管とする適時開示担当部署において、適時開示規則等に基づき適時開示の要否の判断を行っております。

開示の判定後、開示の必要性がある情報は、代表取締役社長に報告を行い、「決定事実」及び「決算に関する情報」については、取締役会の決議後に、また「発生事実」に関する情報については、速やかに情報開示を行っております。

なお、当社の親会社である住友電気工業株式会社が適時開示を要する場合には、開示の必要性があると判断した時点で、その開示内容・日時等の報告を行っております。

3. 重要な会社情報の管理

自社株式の売買に関する行動基準及び内部情報の管理を「内部者取引防止規程」に定め、証券市場に対する阻害行為の未然防止と内部情報の管理等徹底を図っております。

【参考資料：適時開示に係る社内体制の概略】

